

産業廃棄物収集運搬業許可品目

	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類 (注①)	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず (注②)	ガラスくず・コンクリートくず(注③) 及び陶磁器くず (注④)	鉱さい	がれき類 (注⑤)	ダスト類
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊橋市		○	○		○			○	○	○	○	
岡崎市	○	○	○		○			○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
岐阜市		○										
三重県		○	○	○	○	○	○	○				
静岡県		○										
静岡市		○										
浜松市		○										
長野県		○	○	○	○	○	○	○	○		○	

注①:自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く 注②:自動車等破砕物を除く 注③:工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く

注④:自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く 注⑤:石綿含有産業廃棄物を除く